

その他の周知事項

- ①保安図の作成及び提出についてのお願い
- ②保安統括者及び保安管理者の代理者の解任にあたってのお願い
- ③災害発生時の緊急連絡先について
- ④一般粉じん関係鉱害防止管理者資格認定講習について【情報提供】

①保安図の作成及び提出についてのお願い

○保安図については、作成及び提出について、以下のとおり規定があります。

鉱山保安法第42条

鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、鉱山に係る保安図を作成し、これを鉱業事務所に備え、かつ、その複本を産業保安監督部長に提出しなければならない。

(本条については、※罰則規定あり)

鉱山保安施行規則第47条

第1項

鉱業権者は、法第42条の規定に基づき作成した**保安図の複本を毎年6月末日現在のものを毎年8月末日までに提出するものとする**。ただし、既に提出した保安図の複本から変更がないときは、その旨を産業保安監督部長に申し出て、その提出を行わないことができる。

○したがって、**本年も8月末日までに当部長あて提出**されますよう、改めてお願いします。(6月末日現在のもの)
作成にあたっては、同上規則第47条第2項各号の規定に基づくようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、鉱山保安課あてお問い合わせください。

○なお、**令和5年度に提出いただいた保安図について**、いくつかの鉱山において、追加、修正が必要なものがありますので(個別にメール又は電話で連絡予定)、**令和6年度にご提出の際は留意**されますよう、重ねてお願いします。

保安図の記載方法

鉱山保安施行規則第47条

第2項

法第42条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。

- 一 施設の配置が適切に表示される縮尺とすること。
- 二 記号は、日本産業規格M〇—〇—鉱山記号で定める記号とし、同規格に該当する記号がない場合にあっては、簡潔かつ平易に事項を表示することができる記号とする。
- 三 石炭鉱山及び金属鉱山等の露天掘採場並びに金属鉱山等の坑内においては、平面図のほか、さい面図を作成すること。
- 六 金属鉱山等の坑内においては、坑口、坑道、立坑、掘採作業場、掘進箇所、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、通気設備、排水設備、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。
- 七 石油鉱山においては、坑井、ポンピングパワー、特定施設、受電設備、火薬類その他の危険物の貯蔵所、消火施設の位置その他保安上必要な事項を記載すること。
- 十一 金属鉱山等の地下施設においては、第三号及び第六号に準じて記載すること。
- 十二 金属鉱山等の坑外においては、露天掘採場、製錬場、選鉱場、捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、坑廃水処理施設等及び排水口、火薬庫、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、油脂類、毒物及び劇物その他の危険物の貯蔵所、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。
- 十四 金属鉱山等においては、鉱山の周辺にある鉱業法第六十四条に規定する公共の用に供する施設及び建物を記載すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、産業保安監督部長が保安上必要があると認めて指示した事項を記載すること。

【参考】使用頻度の高いJIS鉱山記号

記号番号	名称	記号	記号番号	名称	記号
G12	露天掘採場		G21	燃料貯蔵所	
D13	消火栓		G22	燃料給油所	
D14	消火器		G23	坑廃水処理施設	
D6	発破箇所		G24	たい積場 粹黒 中焦茶色ぼかし	
D7	発破退避所		G25	沈澱池 粹黒中青色ぼかし	
E21	ベルトコンベア		G26	埋立場 粹黒中黄色ぼかし	
E37	コンプレッサ 空気用・ガス用		G7	倉庫	
G10	火薬類取扱所		Z2	鉱区線 赤	
G11	火薬類貯蔵所(火薬庫)		Z3	隣接他人鉱区線 青	
G12	油脂類貯蔵所				

※図面を見る側がわかりやすく作成して下さい。

火薬類受渡場所はJIS記号はありませんので  とかわかるように記載して下さい。

出典：JISM0101;1978 鉱山記号

②保安統括者及び保安管理者の代理者の解任にあたってのお願い

○保安統括者代理者及び保安管理者代理者の選任については、以下のとおり手続きの規定がありますが、**解任については、手続きの規定はありません。**

< 鉦山保安施行規則第42条 >

法第24条第1項の規定による届出は、保安統括者又は保安管理者の代理者の選任後遅滞なく、様式第4により行わなければならない。（以下略）

○したがって、**同上代理者の解任届の手続きは不要**ですので、改めてお知らせします。

※様式第4の「保安統括者(又は保安管理者)代理者の選任届」において、

5. 前任者がいる場合にはその氏名欄に記載していただければ結構です。

ただし、**解任のみを単独に行う場合(同上代理者が複数選任されている場合に選任と解任が同一に行われない場合など)**には、解任による鉦山の保安管理機構の把握のため、**鉦山保安課あてメール等(様式不要)により連絡をお願いします。**

③災害発生時の緊急連絡先について

以下の連絡先に連絡をお願いいたします

鉱山災害・事故受付体制（令和6年4月1日現在）

【勤務時間内】

勤務時間内は、各課の監督係又は総括係へ連絡して下さい。

○鉱山保安課 092-482-5928~5931（監督係・総括係）

○鉱害防止課 092-482-5933~5935（監督係・総括係）

【勤務時間外・休日】

危 害 関 係	■ 鉱山保安課 ① 鉱山保安課長 江崎 昭博（防災携帯：080-5471-7277） ② 鉱害防止課長 中村 章次郎（防災携帯：080-5471-7278） 鉱山保安課メールアドレス：bz1-kyushu-kozanhoanka@meti.go.jp
鉱 害 関 係	■ 鉱害防止課 ① 鉱害防止課長 中村 章次郎（防災携帯：080-5471-7278） ② 統括鉱務監督官 大坪 昭浩（防災携帯：080-5471-7280） ※鉱害防止課メールアドレス：bz1-kyushu-kogaiboshika@meti.go.jp

※勤務時間外・休日は、原則、上記①の各担当課長へ連絡して下さい。

上記①と連絡がとれない場合は、②の順番で連絡下さい。

①、②とも連絡がとれない場合は、危害・鉱害にかかわらず、上記のいずれかの職員へ連絡下さい。

災害発生時の緊急連絡方法

地震等の自然災害(下記の事象)発生時にも、速やかに鉱山被害の有無等の連絡をお願いします

《地震等自然災害について》

下記の事象が発生した場合には、速やかに鉱山被害の有無等について連絡をお願いします。また、当部より被害状況等の有無について、勤務時間外においても電話等で確認させていただく場合がありますのでご承知おき下さい。

なお、連絡方法につきましては、メールによる連絡を優先するようお願いします。

【危害関係】 鉱山保安課メールアドレス：bz1-kyushu-kozanhoanka@meti.go.jp

【鉱害関係】 鉱害防止課メールアドレス：bz1-kyushu-kogaiboshika@meti.go.jp

※上記のメールが送信できないときは、FAX:092-471-5976へ

(記)

- 震度5弱以上の地震が発生した場合
- 大津波警報が発令された場合
- 集中豪雨等の大雨があった場合
(1時間雨量50mm以上、3時間雨量100mm以上、24時間雨量200mm以上程度の降雨)
- 台風が通過した場合

※なお、上記の事象に該当しない場合において、自然災害による被害が発生した場合は、速やかに報告して下さい。

以下の事項についてご連絡をお願いします。

(分かる範囲で結構です)

- 災害発生日時・発生箇所
- 災害概要
- 罹災者の有無
- (罹災者がいれば)罹災の程度、罹災者についての情報

④ 一般粉じん関係鉱害防止管理者資格認定講習について【情報提供】

令和6年4月

令和6年度 一般粉じん関係公害防止管理者資格認定講習のご案内

一般社団法人 日本砕石協会

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第3に規定されている標記の資格認定講習を、以下の日程により実施いたします。

本講習は、1つの特定工場に2名以上の有資格者（一般粉じん関係公害防止管理者）を配置するために、経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けて当協会が実施するものです。多くの受講者の申込みがありますが、募集人数に限度があるため、事前に仮予約の受付をします。仮予約の内容を確認後、正式な申込用紙をお送りいたします。

（注）特定工場とは、以下の一般粉じん発生施設が設置されている工場。

- ① コークス炉の原料処理能力が1日当たり50トン以上
- ② 土石の堆積場の面積が1,000㎡以上
- ③ ベルトコンベアのベルトの幅が75cm以上又はバケットコンベアのバケット内容量が0.03㎡以上
- ④ 破砕機又は摩砕機の原動機の定格出力が75kW以上 ⑤ ふるいの原動機の定格出力が15kW以上

1. 開催日程及び開催場所

開催期日	開催地	募集人数
令和6年8月26日(月)～8月27日(火)	東京都千代田区	100名
令和6年10月3日(木)～10月4日(金)	福岡市	60名
令和6年10月31日(木)～11月1日(金)	名古屋市	60名
令和6年11月21日(木)～11月22日(金)	大阪市	60名

2. 受講資格（別紙参考）

■ 一般受講者

- ◇ 大学卒……………薬学・工学・化学のいずれかの課程を修めて卒業したのち実務経験が3年以上
- ◇ 短大・旧専門学校卒…薬学・工学・化学のいずれかの課程を修めて卒業したのち実務経験が5年以上
- ◇ 高校卒……………実務経験7年以上 ◇ その他……………実務経験10年以上

（注）実務経験とは、粉じん発生施設または粉じんを処理するための施設の維持管理を行った経験。

- 採石業務管理者としての実務経験が1年以上
- 衛生管理者としての実務経験が1年以上
- 環境計量士（濃度関係） ■ 第1種作業環境測定士 ■ 技術士（化学部門においては化学装置及び設備又は化学プロセスの科目、衛生部門においては大気管理又は建築物環境衛生管理の科目、環境部門においては環境保全計画又は環境測定の科目）

3. 受講料及びテキスト代

受講料：39,500円 [受講料28,500円(非課税) テキスト代：11,000円(税込)]

※受講料及びテキスト代は正式の申込書提出と同時にご送金いただきます。

4. 仮申込方法

日本砕石協会ホームページから**仮申込書に入力後、受講資格を証する書類(別紙参照)を郵送**して下さい。
<https://ws.formzu.net/fgen/S89185615/>

5. 書類送付先 〒141-0031 東京都品川区西五反田 8-1-2 第2平森ビル2階

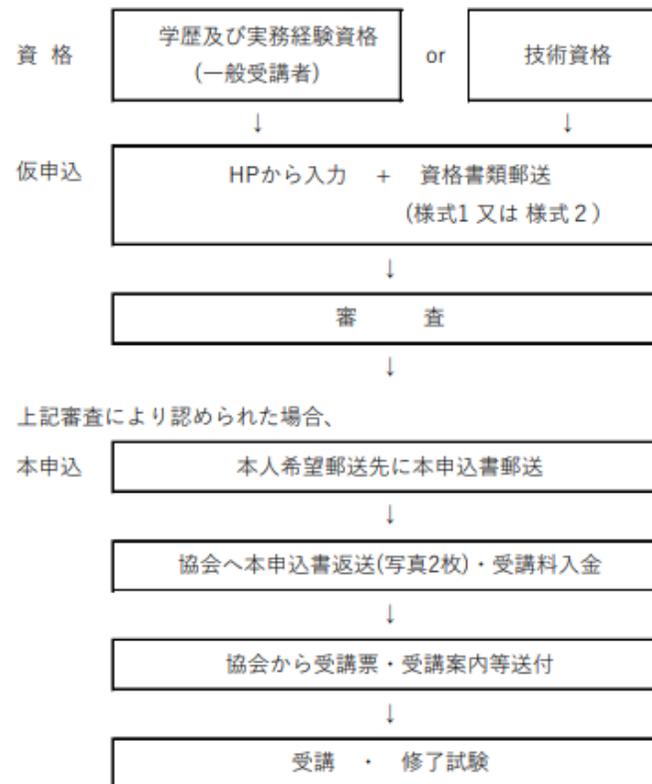
6. その他

○既に一般粉じん関係以外の公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を保有されている方が本講習を受講される場合は、保有資格取得時に受験・受講した科目と共通の科目について講義を免除することが可能となりますので、以下の連絡先にご相談ください。

7. 問合せ先 一般社団法人日本砕石協会 担当：磯部・三澤 MAIL：jcsa_honbu@nifty.com

一般粉じん関係公害防止管理者資格認定講習

○ 受講までの流れ



○ 修了試験結果について

合格発表 - 2月初旬

協会HPに受講番号掲載 (修了者には修了証書を郵送)